

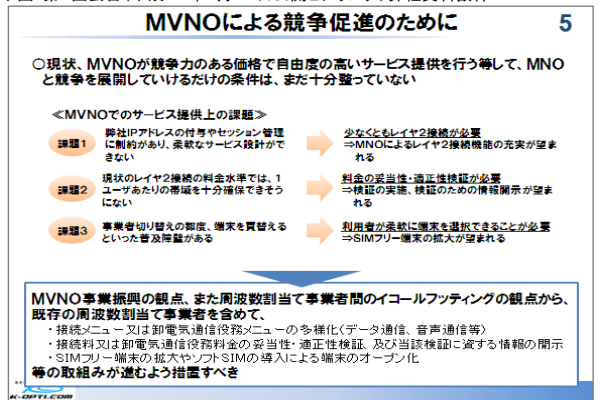
提出意見一覧

参考資料1

番号	提案者	「周波数オークションに関する懇談会 報告書(案)」※		意見
		項目※	段落 (「報告書(案)」中、○で表示箇所)	
法人・団体				
1	イー・アクセス(株)	I		「周波数オークションに関する懇談会報告書(案)」への意見募集の機会をいただいたことに感謝するとともに、本意見募集の機会に改めてモバイル分野の新興事業者としてオークション検討への意見を述べたい。当社は現在のモバイル市場の寡占状況を考慮した場合、周波数オークションが、①新規参入が困難となり競争が進まない、②保有周波数の偏りが事業者間競争の格差を拡大、③災害対応も含めたインフラ設備投資余力の減少、といったようなモバイル市場の競争促進を阻む制度にならないかを非常に懸念していることを本懇談会に対する意見表明の機会には表明してきたところである。また、現行の周波数割当における審査方式、新規参入の実績も踏まえた比較検証ならびに現行制度の修正も視野に入れ、オークション制度の導入目的は議論をお願いすると述べてきたところであるが、本懇談会では当社の懸念及び現行制度との比較検証については検討の観点にならず、結果として言及されていない報告書となっている点は課題であると考える。
		Ⅱ－1		・再意見募集及び中間論点整理における意見でも述べたとおり、公正な競争の確保は、すでに大手3社の寡占市場である通信市場においては、制度設計で第一に考慮すべき要素であると考ええる。制度設計・運用の在り方の中で取り上げられてはいるが、制度上でしっかりとした形で位置づけるべきであり、公正競争の確保を本制度の導入目的として追加を行うべきであると考ええる。 ・中間論点整理に対する意見でも述べたが、新規参入・競争促進やイノベーションの推進が期待できるとあるが、従前の比較審査での認定では設備投資及び電波利用料等のコスト負担であったのに加え、オークションでの支払金が必要となることであり、支払方法にも依るものの、一般的にはより大きな金額の資金調達が必要と考えられるため、新規参入への参入障壁が大きくなり及び大手事業者の寡占を助長する懸念がある。前述したとおり、公正競争の確保を目的の1つとして挙げ、むしろ制度設計の中で担保することを明記すべきである。 ・国の財政収入の増加に資するとの位置付けについてであるが、単純に現在の電波利用料をそのままに国庫へのオークション収入ということは、事業者の利益を削ることになるとしても、結局のところ利用者への事実上の増税となることは明らかである。電波利用料の料額・使途の見直しは必須であると考える。 ・本懇談会では電気通信事業用の移动通信システムを対象としてオークションありきで議論が進められたためか、報告書全体にオークション＝電気通信事業用の移动通信システムといった内容となっているため、出来る限り無線システムに対して中立的に書くべきであると考える。特に1.の導入目的において「スマートフォンの普及等によって・・・2.2倍に増加している。」といった内容はそもそも例示であるが、報告書の内容として予断を与えることになるため、削除または例示であることを明確にしたいと考える。
		Ⅱ－2		・「当面は電気通信事業用の移动通信システムを対象とすることが適当」とあるが、根拠及び理由が不明確であり、放送や人工衛星無線局に關しての検討が十分になされたかどうかについては、課題が残ると考える。特に、放送は報告書においては明確には書かれずにオークション対象から外れているが、業務全体で帯域が共有されているとしても、他の無線局の影響を考慮することなく周波数を使えることが計画に基づき事前に保証されていること及び米国等においてはオークションの実績があることを考慮すると、オークション対象としての検討も可能ではないかと考えられるため、この段階での電気通信事業用の移动通信システムのみとの特定はするべきではない。
		Ⅱ－3－(2)		・オークション落札者の排他的地位の有効期間とそれによって開設される無線局免許の有効期間に關しての関係性が明確になっていないように見えるが、排他的地位の有効期間はそれによって開設される無線局免許の有効期間と同じであれば、そのように明確化していただきたい。 ・有効期間について、落札者による投資回収期間を踏まえるとしたことは適切であり、十分長い期間の設定をする必要があるものと考ええる。しかしながら、「個別のオークションにて有効期間を設定することが適当」とあるが、オークションごとに有効期間が全く違うのであれば、落札者の無線局の管理に困難を生じるものと思われるため、有効期間は法令で統一的に設定するほうが望ましいものと考える。また、今後開催されるオークションについては、事前に、予定されているオークションの周波数帯、帯域幅、想定される対象技術、開催予定時期等については、予めすべて公表するべきであると考える。
		Ⅱ－3－(3)		・「対象周波数の用途・使用状況や情報通信技術の動向を踏まえ、各々のオークションにおいて事前に定めることが適当」とあるが、予見性の観点から、原則は法令にて決めておく必要があるのではないかと考える。また、周波数再編を実施するか否かは有効期間の設定とは別の問題であると考える。
		Ⅱ－4		・払込金は資産性があるとの整理については妥当と考える。 ・「個別のオークションの制度設計に応じ、会計基準に照らして各事業者において適切に処理すべき」とあるが、上記3へのコメントでも記したが、原則を決定し、それに従って各事業者で適切に処理をするべきである。
		Ⅱ－6		・「オークションの払込金の使途と電波利用料の使途については、重複が生じることなく・・・厳格に区分する必要がある」とあるが、電波利用料も経済的価値を反映するとなっており、調整・区分は当然であると考える。そもそも、現在の電波利用料は使途の精査及び共益費用の効率化による圧縮も含め、縮小すべきである。さらに、オークションの払込金によって行政の肥大化を招かないようにするべきであると考える。
		Ⅱ－8－(1)		・周波数オークションが個別に定めるべき点が多いことはそのとおりではあるが、できる限り法令にて定め、制度の安定性を高めることが適切であると考える。
		Ⅱ－8－(2)		・欠格事由の設定は適切と考えるが、投機的な入札を防ぐためにも、技術的能力及び財務的基礎等、電波を有効に利用するために必要な要件は参加資格として課すべきであると考える。
		Ⅱ－8－(4)		・参加者が参加資格の要件を満たしている書類は別途提出すべきと考える。
		Ⅱ－8－(5)		・本項目については一括払いのみと限定しているが、オークションごとに新規事業者や後発事業者への入札割引や分割払い等の制度の導入等、新規・新興事業者の事業運営に支障とならない納付方法を検討するべきである。
		Ⅱ－8－(6)		・投機的な入札を避ける意味で、一定のエリア・人口カバー率等の達成をオークションの条件として義務付けることは適切と考える。
		Ⅱ－8－(7)		・公正競争を確保する方策として、新規事業者や後発事業者のみが入札できる枠を作るべきとした点は適切と考える。 ・さらに、大手事業者への周波数の数量制限(クォータ)制度の導入も検討するべきである。
		Ⅱ－9－(2)		・公正競争の確保を踏まえると、オークションで割当を得た事業者のそれ以外の事業者(MNOを含む)へのネットワークの開放義務付けはオークションごとの判断ではなく、常に必要であると考える。特に、事業者間で保有する周波数の質と量が異なる場合には、質または量を確保できていないMNOへのネットワークの開放は必須であると考える。
			Ⅲ	

2	インテル(株)	Ⅱ－5	1、2	国民共有の財産である周波数資源を財源とする収入は、国家の基幹インフラであるICT基盤の充実に用いられるべきものと考えます。具体的には、デジタル・デバイドの解消の為に十分に使われるべきであると思います。さらに、情報通信技術やサービスの研究開発投資に充てる事も社会の基盤インフラとしてのICTを発展振興させる上で重要です。この時、一部の組織に予算を集中させることなく、広く国際的な競争力の向上と世界への貢献を視野に入れた戦略的な投資が必要と考えます。研究開発の分野については、選択と集中を重視した国の明確な戦略に基づき決定される必要があり、総花的な配分や課題の重複による無駄を避けなければならないと考えます。さらに、オープンで公正な競争に基づき投資対象が決定されるべきで、たとえば公的研究機関が投資先として優遇されることがあってはならないと考えます。
		Ⅱ－7	1、2、3	外資規制に関して、特段の措置を講じる必要がないという原案は、電気通信サービスのグローバル化が進む今日のビジネス環境に適しており、この考えに賛成です。また、公的秩序の維持や国家の保安上のために必要とみなされた場合、当該外資に対してその入札の際に国が審査を行うことは必要であり、この点に関しても原案を支持します。
		Ⅲ	1	経済的な効果を上げるためには、速やかにオークション実施の体制を整えることが望ましいと思います。しかしながら周波数オークション制度及び運用に関しては、引き続き詳細な議論が必要とされる課題が少ない為、今後十分な議論が必要と考えます。したがって、IMT-Advancedが対象となり2015年に実用化が想定される3.4-3.6GHz帯において日本初のオークションを実施するという原案のプランはスケジュール的に適当と思います。
3	エムシーアクセス・サポート(株)			周波数オークションに関する懇談会 報告書(案)について 我が国における周波数オークション(以下、「オークション」という)の導入について、第4世代移动通信システムに用いる周波数の免許人選定から導入する方向性に基本的に賛同します。弊社は、生業であるMCA無線システムに関する無線局利用者の利便向上に資する観点から、周波数オークションの実施に伴う既存周波数帯利用者の円滑な移行措置の促進に関して下記の意見を提出しますので、取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。 記 1. オークション制度の実効性 オークション制度導入の目的である無線局免許手続きの透明性・迅速性の確保のためには、実際のオークション制度の実効性が担保されなければなりません。この実効性の重要な要件は、既存周波数利用者(免許人等)の周波数移行を円滑・迅速に行うことにあります。これについては、報告書案で「5.オークション収入の使途」として移行費用等を負担する考え方が明示されている点に賛同します。しかしながら、移行対象免許人等の周波数移行を円滑に実施するためには、当該免許人等の理解と協力が必須であることに鑑み、移行費用について免許人等の負担を強いることの無い様な枠組み(たとえば、移行費用の全額をオークション収入から国が拠出できるなど)を設けて頂きますようお願いします。 また、本件に関連する制度として、電波法第71条関係「周波数等の変更」、第71条の2、3、4関係「特定周波数変更対策業務など」の規定がありますが、これらの制度では変更対象無線設備のいわゆる残存簿価部分を国が補償する規定となっているところであり、円滑な移行推進の原動力とはならないと料します。仮にオークションに本制度を当てはめる場合には、この規定の適切な改定を強く希望します。 2. その他 今後のオークションの法制化等に当たっては、従来以上に利害関係者が多岐に渡ることが予想されるので、その準備段階から適宜な情報開示と時宜を得たパブリックコメント等の募集を行っていただき、関係者の意見反映と正しい理解・協力を図って頂くようお願いします。 また、オークション制度創設後も、制度の円滑な導入・実行のため制度進捗を管理して頂くとともに、関係当事者等への適切な指導をお願いします。 以上
4	鹿児島県	Ⅱ－8－(6)		東日本大震災を契機に、また、本県においては昨年10月に発生した奄美豪雨災害に関して、災害時における通信手段の確保という観点から携帯電話のエリア確保の緊急性・必要性が改めて認識されてきており、一定のエリア・人口カバー率の達成を条件とすることは重要である。エリア・人口カバー率の義務づけに当たっては、山間地や離島等が置き去りとなることがないよう、人口密度が低い地域の義務づけを強化しているドイツの事例を参考に、条件不利地域でもエリア整備が図られるよう実効性のある制度としていただきたい。
5	(株)秋田放送	Ⅱ－2	2	公益目的の無線システムがオークションの対象になじまないことは当然であり、これを明記されたことは評価いたします。放送設備は「放送の安全・信頼性に関する技術基準」に従って整備されており、過去の災害報道の実績からも、高い公益性を持った無線システムと言うことができます。従いまして表記としては、「防災行政無線や放送のように公益目的で利用する無線システムは、…」と、放送についても公益目的であることを明記されるよう要望いたします。

6	(株)NTTドコモ	Ⅱ－3－(2)	4	設定された有効期間が短いと、先行した設備投資の回収が困難になる可能性が高く、ひいては、国民の重要なライフラインの1つである通信サービスの安定的な提供に影響を与えることが危惧されます。有効期間については、上記の懸念を回避できるよう、充分長い期間としていただきたい。
		Ⅱ－3－(3)	1、2	再免許時にオークションを実施すると、事業者は、これまで提供していたサービスを中断せざるを得ない状況が発生する可能性があると考えられます。また、複数の周波数帯域がオークションにかけられる場合は、事業を継続するための周波数帯域を変更せざるを得ない場合も考えられます。これらの場合、利用者の立場からは、突然サービスが停止され、利用できなくなることや、端末設備の変更を余儀なくされることが想定されます。このような観点から、再免許の際のオークション実施は行うべきではないと考えます。
		Ⅱ－5	1	周波数割当て後、既存免許人の移行作業が必要となる場合や、割当て後に想定外の干渉問題(国内だけでなく近隣諸国との干渉問題もありうる)が発生することも考えられます。オークション収入の使途としては、事務経費とともに、これらの事態への対策経費として優先的に活用するべきと考えます。
		Ⅱ－6	1、2、3、4	原案では、オークションの払込金は落札者が周波数の経済的価値に対して支払う対価であり、電波利用共益費としての電波利用料とは性格を異にするものとされており、しかし、現行の電波利用料は、無線機器に対する課金分と、周波数帯域の経済的価値を反映した帯域課金分とで構成されており、平成23年6月の改正電波法では経済的価値が一層反映されており、今後、オークション対象周波数に対して、現行どおりの電波利用料の計算方法を適用すると、両者から周波数帯域の経済的価値を元にした課金となれることとなります。したがって、オークション対象周波数帯に適用する電波利用料の課金の考え方について、オークションの払込金の位置づけと重複しないように厳格に区別をするべきと考えます。原案に記載されているように、オークションの払込金と電波利用料の使途が重複することのないように厳格に区別して運用することは重要であると考えます。そのため、電波利用料については、事務共益費として免許人・システムの応分な負担に対して公平に活用されるように使途を十分に精査していくとともに、オークション払込金の使途と重複する部分は、電波利用料の低減を含めて検討するべきと考えます。
		Ⅱ－7	3	TPP 交渉、ICT 通商原則合意等、グローバルな参入促進を前提とした枠組み検討が進められる見通しである中、諸外国において外資規制を導入している現状に鑑み、安全保障・投機目的防止・日本の法律の実効性担保の観点等から、外資規制を導入し諸外国との制度的調和を図るべきと考えます。
		Ⅱ－8－(6)	1	エリア、人口カバー率等の条件は、一律ではなく、対象周波数、隣接帯域の業務との関係性、想定される無線システム等々により個別に条件を定めるべきと考えます。
		Ⅱ－9－(2)	1、2、3、4	ネットワーク開放は、MNO 向けとMVNO 向けが考えられますが、以下のとおり、双方共、その必要性はないものと考えます。 ①MNO へのネットワーク開放はローミングと位置付けられるものですが、接続ルール答申(2009 年10 月)において、「電波の割当てを受けた事業者は自らネットワーク構築を行うことが原則」との観点から、ローミングを義務付けるべきではないとの整理がなされているところです。これは設備投資インセンティブを確保し、電波の割当てを受けた事業者自らが設備構築を行うことを前提に、事業者の設備競争・サービス競争により、ユーザ利便性向上に資することを基とするものであり、仮にネットワークの開放を義務付けた場合には、ユーザ利便性への多大な悪影響が懸念されます。 ②MVNO へのネットワーク開放については、現在は、諸外国とは異なり、既に厳格な提供義務(相互接続義務)が課されているところであり、当社としては、相互接続義務の柔軟化や相互接続の範囲の見直しによるMVNO「卸役務化」などにより諸外国との規制格差の解消を求めているところであります。 その場合であっても、卸役務提供にあたっての公平な取り扱いが業務改善命令の要件で担保されており、あえて周波数オークションの制度設計において、MVNO への開放義務付けを行う必要性はないと考えます。

7	(株)ケイ・オプティコム	Ⅱ－１	1、4、6	有限希少な電波を利用するモバイル市場においては、市場をより活性化し、ユーザの利便性向上を図る観点から、特に新規参入の促進が必要と考えます。国民共有の財産である電波を有効利用するためにも、新規参入事業者への優先的な割当てや、割当て事業者に対するMVNOへの開放促進を義務付けるなど、新たに競争促進が図られるような制度設計が必要と考えます。加えて、新規参入事業者と既存の周波数割当て事業者とのイコールフットingの観点から、既存の周波数割当て事業者にもMVNOへの開放義務を課す等の措置を講じるべきであり、それによりモバイル市場での公正な競争が確保され、結果として国民の利益に繋がるものと考えます。
		Ⅱ－6	1、2、3	新規にオークションで周波数割当てを受けた免許人は、電波利用共益費に加えてオークションの払込金を余分に納める義務を負うことになり、既に周波数割当てを受けている免許人との間に、著しい不公平が生じます。余分に生じたコストをサービス利用料に転嫁しようとしても、先行事業者のサービス利用料との関係上、限度があり、結果的にモバイル市場への参入インセンティブが失われます。オークションで新規に周波数割当てを受ける事業者と、既に周波数割当てを受けている事業者との間のイコールフットingを担保し、モバイル市場に参入するインセンティブが働くような制度設計が必要と考えます。
		Ⅱ－8－(6)	1	オークション制度の導入が予定されている第4世代移動通信システムへの周波数割当てにあたっては、700/900MHz帯同様に、周波数の有限性によるボトルネック性を十分考慮する必要があると考えます。2012年に実施の900MHz帯の周波数割当てにあたっては、MVNOへの開放促進が審査基準として設定される予定であることから、本オークション制度の導入時にも、エリア・人口カバー率等達成の義務化とあわせて、MVNOへの開放促進も明確に義務化すべきと考えます。また、MVNOへの開放が履行されない場合についても、落札者の地位を取り消す等同等の措置を取るべきと考えます。加えて、新規参入事業者と既存の周波数割当て事業者とのイコールフットingの観点から、既存の周波数割当て事業者にもMVNOへの開放義務を課す等の措置を講じるべきであり、それによりモバイル市場での公正な競争が確保され、結果として国民の利益に繋がるものと考えます。
		Ⅱ－8－(7)	1、2	有限希少な電波を利用するモバイル市場においては、新規参入事業者への優先的な周波数割当てや、割当て事業者に対するMVNOへの開放促進があつてこそ、公正競争が確保されるものと考えます。加えて、新規参入事業者と既存の周波数割当て事業者とのイコールフットingの観点から、既存の周波数割当て事業者にもMVNOへの開放義務を課す等の措置を講じるべきであり、それによりモバイル市場での公正な競争が確保され、結果として国民の利益に繋がるものと考えます。
		Ⅱ－9－(2)	1、2	現行でも、卸電気通信役務や電気通信回線設備の接続により他事業者への開放という意味では制度整備されていますが、MVNOが競争力のある価格で、自由度の高いサービスを提供していけるだけの条件は、まだ十分整っていません。 一方で、2.5GHz帯の周波数の割当てにあたり、MVNOへの開放促進を認定基準として設けたことや、900MHz帯においても同様の措置が予定されていることは、周波数の有効利用の点で非常に効果的であり、最も重要な施策であると考えます。 今後、MVNOがMNOと競争を展開し、これまで以上にサービス競争を進展させるべく、周波数オークションによる割当て事業者に対して、次の事項を義務化する必要があると考えます。 ・MVNOへの開放促進 ・接続メニューや卸電気通信役務メニューの多様化(データ通信、音声通信等) ・接続料や卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、および当該検証に資する情報の開示 ・SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化 加えて、新規参入事業者と既存の周波数割当て事業者とのイコールフットingの観点から、既存の周波数割当て事業者にも上記事項を義務化すべきであり、それによりモバイル市場での公正な競争が確保され、結果として国民の利益に繋がるものと考えます。
				下図：第4回会合(平成23年6月10日公開ヒアリング)弊社資料抜粋 
8	(株)静岡朝日テレビ	Ⅱ－2	4	○ 中間論点整理で、「電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみによって判断することが適当でないものがある」とし、例として放送を挙げ、「特別な社会的影響力を有する情報発信手段であり、様々な社会的役割を果たすことにより、豊かな国民生活、活力ある社会、地域文化の維持発展等に寄与することが求められている」としている。さらにその後、今回原案で掲げられた人工衛星の無線局について触れている。 この論点整理を踏まえて、放送についてオークション対象外と追加記述すべきではないか。 〔追加記述案〕 放送は、特別な社会的影響力を有する情報発信手段であり、様々な社会的役割を果たすことにより、豊かな国民生活、活力ある社会、地域文化の維持発展等に寄与することが求められている。この観点から、放送および放送用無線局をオークション対象とするのは適当ではないと考える。 また、人工衛星の無線局についても…〔以下原案を追記〕

9	(株)TBSテレビ	Ⅱ－１	6、7	○ オークション制度を性急に導入しなくても、主目的である電波の有効利用は十分に実現できるのではないだろうか。従来からの懇談会形式の議論と、関係者のヒアリング、意見募集、技術的な検討、比較審査などの積み重ねによって、必要十分な電波の有効利用を図っていけるものと考えている。また、ある程度の透明性と迅速性も、これまでのやり方で必要十分に実現できていると考えている。
		Ⅱ－２	3、4	○ 電波の有効利用の程度は一律に入札金額の多寡のみによって判断されるのではなく、その社会的な効用・役割や、公共性なども斟酌されるべきである。9月の中間論点整理に記されていたように、放送は「特別な社会的影響力を有する情報発信手段であり、様々な社会的役割を果たすことにより、豊かな国民生活、活力ある社会、地域の文化の維持発展等に寄与することが求められている」システムである。こうした放送電波をオークションの対象とするのは適当ではないと考える。 ○ そもそも電波は公共の財産であり、全ての帯域について、市場原理を優先するオークションを導入することはなじまないと考えている。「経済的な価値」や「電波の能率的な利用」など、経済合理性ばかりを偏重した議論ではなく、その公共性や災害時のライフラインとしての機能・価値についても適切に効用を評価した上で、過不足のない議論を行って欲しい。 ○ 上記の理由から、「放送」ばかりでなく、FPUや連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」についてもオークションの対象からは除くべきだと考える。
		Ⅱ－６	2、3、4	○ 電波利用料は、不法電波の監視等、無線局全体の受益を目的として行う電波利用共益事務のための費用として始まっている。その趣旨や性格に鑑みれば、市場原理や経済合理性を根本とするオークション制度と絡めて、その料額を算定することにはなじまないと考える。その意味で、原案にあるように「オークションにより選定された免許人も、他の免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である」との記述はしごく適切なものだと考えている。 ○ 電波利用料の料額は、その共益費的な性格と電波の経済的価値のバランスについて、長年の議論を基に調整されたものである。それをオークションと連動して議論すると無用の混乱を招きかねない。オークションの導入自体も不適切であるが、それを電波利用料制度と絡めて議論し、制度自体を変更することなどあってはならないと考える。
		Ⅲ	1	○ 放送電波を今後のオークションの対象としなかったことは至極適切なものとして評価する。その社会的な役割や、災害時のライフラインとしての機能を鑑みれば正しい判断と言える。一方で、電波は公共の財産であり、全ての帯域について、経済合理性のみを重視したオークションを導入することにはなじまず、不適切であると考えている。
10	(株)テレビ朝日	Ⅱ－２	2、3	「放送」および「放送事業用無線局」を、公益目的で利用するシステムとして、周波数オークションの対象から除外したことについては適切であると考えます。 懇談会の「中間論点整理」は、「電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみによって判断することが適当でないものがあるのではないか」としており、その例として放送を挙げています。その理由としては、「放送は特別な社会的影響力を有する情報発信手段であり、様々な社会的役割を果たすことにより、豊かな国民生活、活力ある社会、地域の文化の維持発展等に寄与することが求められている」を挙げています。 制度整備に当たっては、こうした考え方に基づき、「放送」および「放送事業用無線局」については、新規免許・再免許を問わず、周波数オークションの対象から除外することを要望いたします。
11	(株)Big Picture International	Ⅰ	3	【意見】 周波数は貴重な資源である。新しい放送・電気通信におけるテクノロジーやサービスの進歩によりこの希少な資源へのアクセス需要は増大している。この理由により、周波数割当とその用途については高い効率性が要求される。多くの国において、旧来の不透明な事業者選定方法にかわり、オークション制度が取り入れられ成功してきた。このような競争原理にのっとった入札形式により、周波数を獲得する権利は最も生産性の高い企業がより低いコストで客観的かつ透明性の高い方法で周波数を獲得し、公共の益に供する事業免許を得るものとなるであろう。
				【原案】 また、周波数オークション制度は、近年導入されてきた新しい制度であり、各国ともオークションの制度設計、運用について改善を繰り返している状況にある。 【意見】 懇談会は上記のように誤った意見を述べている。実際の所、最初の周波数オークションは1994年に米国で実施されて以来、スロバキア・アイスランド・日本の3カ国を除くすべてのOECD加盟諸国で日常的に行われている。総務省においては、多くの先進国における国際標準に対してより正しい知識を持ち、周波数オークションがいかにかにも未踏かつ未実証の制度のような扱い方をしないで頂けるよう強く願うものである。これは特に2015年に予定される700/900MHz帯の割当に際して、旧来の選定方法になるかオークションになるかを検討する際に大きく関係してくるものであるからである。
		Ⅱ－２	3	【原案】 以上のことから、周波数オークションの対象は、一定の周波数帯を排他的に利用して事業を行う無線システムであって、新たな周波数が割り当てられる際に競争的な申請が見込まれるものとし、当面は電気通信事業用の移動通信システムを対象とすることが適当である。 【意見】 競争的な申請が見込まれない場合、周波数オークションは実施されないのか。「競争的な申請が見込まれる」か否かは、誰がどのように決定するのか。
		Ⅱ－３－(2)	2	【原案】 また、技術進歩に応じて新たな技術の導入を促せるよう技術的要件の変更を行うことも想定される。 【意見】他方、国が課す技術要件は、可能な限り技術的に中立であるべき。
		Ⅱ－５		【意見】 周波数オークションにより得た収入は一般財源として公共の益に使われるべきである。また、既存制度を再検討・合理化することによりコスト削減を実現し、効率が悪く時代遅れの既存事業者を整理して、その益を最大限まで追求するべきである。
		Ⅱ－７	4	【意見】 現在外国資本の出資制限が設けられていない以上、懇談会はこの条項を報告書にもりこむ必要はないと思われる。
				【原案】 ただし、今後何らかの問題が生じるような場合には、迅速かつ適切に対応することが適当である。 【意見】 上記の記述は、外国企業に対し、日本は彼らの参入を喜んでおらず日本の企業とは異なる扱いをされるという誤解を抱かせる恐れがある。
		Ⅱ－９－(1)	1	二次取引は長い目で見ると周波数の有効利用には効果的なツールである。転売のような潜在的なマイナス面はあるものの、これらはネットワークを構築完了前には売却をさせないなどの条件を付すことで緩和するものと思われる。
				【意見】 二次取引は長い目で見ると周波数の有効利用には効果的なツールである。転売のような潜在的なマイナス面はあるものの、これらはネットワークを構築完了前には売却をさせないなどの条件を付すことで緩和するものと思われる。 【原案】 二次取引の結果資金力のある特定の事業者に周波数が集中することにより市場の寡占化が進むおそれがある。 【意見】 二次取引を認めていない現在でさえ、NTTは寡占的な地位を市場に占めている。この状況を取り上げることは現在の問題により圧力をかけることになる。
		Ⅲ		【意見】 第4世代移動通信システムの経済価値を最大限に活かすためには、2015年に旧来の比較審査方式によってその大半が割り当てられる予定になっている700/900MHz帯も2015年の周波数オークションの対象に含めるべきである。行政刷新会議もこの提言を支持している。 第3.9世代移動通信システム(700/900MHz)帯域が周波数オークション実施の検討対象からはずされているという事実は、間違いなく3.4～3.6GHz周波数帯のオークションに悪影響を与えることとなり、ひいてはオークション自体の価値を歪め減殺することになりかねない。第4世代移動通信システムが有効に利用されるためには現行の事業者が提供する第3.9世代移動通信サービスとの併用が必須であるのは明白である。そのため第4世代移動通信システムのための帯域では需要が少なくなるであろうし、ましてや中小規模の事業者や新規参入者にとっては参加意欲を萎えさせるものである。その結果として、オークションの落札額は低くなるであろうし、革新的発展も減少する可能性があり、将来的により深刻かつ長期に亘る悪影響が国にもたらされる可能性も否定できない。 また、3.4～3.6GHz帯が技術的に広域カバーできない電波特性を持つため、デュアルバンド(第3.9世代 & 第4世代)端末の開発なども予想されるが、これらが消費者に与えるコスト的な負担なども検討に加える必要がある。

12	(株)フジテレビジョン	Ⅱ－２	２、３	オークションの対象範囲を設定するにあたり、「公益性」「新たな周波数」等の指標が報告書案で示されたことに賛同します。 また、その結果として、既存の周波数を利用し、国民の生命や財産の保護に寄与する災害放送や、国民にあまねく情報を伝達するための置局等を法制度によって義務化されている「放送」や「放送事業用無線局」が周波数オークションの対象とされなかったことは適切であると考えます。 今後の法制化にあたって、こうした考え方が明確に反映されたものとなるよう要望します。
13	関西テレビ放送(株)	Ⅱ－２	２、３	オークション導入にあたってはその周波数帯の使用用途について考慮されたと考えますが、特に特定地上基幹放送は、放送法で、国民の安全に寄与するための緊急災害放送の義務、放送の普及促進の義務などが課せられ、極めて高い公益性を持ち、震災報道においてもその力を発揮しているところです。そのような観点から「放送」および「放送事業用無線局」の周波数帯についてもオークション制度の導入はなじまないと考えられ、将来においても導入されないよう要望します。
14	KDDI(株)			本報告書(案)では、周波数オークション制度導入の主目的を「電波の有効利用の推進及び無線局免許手続の透明性・迅速性の確保」としており、更にこれらの確保によって「新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながる」ことが期待できる」としています。これらの導入目的は、国民の財産である電波の有効利用と電波利用新技術の早期導入を図り、広く国民の利便性を高めることになると考えます。 ユーザの立場や経済・産業界全体の立場で見れば、新しい技術が早期に利用でき、そして長期的に質の高い安定したサービスが利用できること等が必要と考えます。そのためには、新たな周波数の割当を受けた移動通信事業者は、常に新たな技術を採用したネットワークを早期に整備するべく迅速に投資を行うこと、そして長期的観点から高品質のサービスを安定的に提供することが最も重要であると考えます。このような考え方にに基づき、制度が整備されるようお願いいたします。
		Ⅱ－３－(２)、(３)	(２)の４ (３)の１	周波数オークションで得た無線局免許の有効期間と有効期間経過後の取り扱いについて、周波数の利用状況や周波数再編等が電波の有効利用の観点で重要となること、さらには、電気通信事業の健全な発展と円滑な運営を維持するために落札者の事業運営上の観点をも踏まえて、周波数オークションの制度設計をすべきと考えます。 特に有効期間経過後のオークションの取り扱いについては、①事業者が長期的観点から設備投資を行えること、②ユーザが長期的に安定したサービスを受けられることを考慮すると、再オークションを実施することは適当ではないと考えます。
		Ⅱ－８－(１)	２	オークションの対象とする周波数の利用方策について、周波数のひっ迫状況や電波の有効利用の推進の観点から、導入する方式や技術に関して一定の制限や義務を設けるべきと考えます。電波の有効利用を図るためには隣接周波数との共用条件の策定や干渉調整が不可欠となっており、オークションを導入する場合であっても予め情報通信審議会等の場で十分な検討を行い、技術基準や周波数帯域を定めることが適当と考えます。
		Ⅱ－８－(５)	１	払込金の納付方法のうち納付期限について、本報告書(案)において払込金を支払うことで無線局免許を申請することができる地位を得るものであるとしています。落札した周波数を、落札者の事情に抛らない理由によって長期に渡り使用できない等の場合も考えられるので、このような場合には落札後すみやかに一括で払い込みをする方法だけではなく、払い込み時期を、落札後の時期と周波数が使用可能となる時期の二分割にする等の配慮をしていただくことを希望します。
		Ⅱ－８－(６)		一定のエリア・人口カバー率等の達成をオークションの条件として付し、その条件が履行されない場合にペナルティを課すことは、電波の有効利用を促進し国民全体の利益に繋がるので賛成します。 また、オークションの条件の履行状況を定期的に確認する仕組みを設けることについて、さらに、この確認に基づきオークションの条件が履行されていない場合や正当な理由がなくオークションの条件を逃れようとする行為等が判断された場合に落札者の地位を取り消す等の措置を厳格に実行することについて、制度化すべきと考えます。
15	札幌テレビ放送(株)	Ⅱ－２	２	公共性・公益性の高いものを除外することに賛同。 「放送」も災害報道など地域に密着した情報提供やニュース報道などを通じて民主主義醸成、文化の発展に寄与するなど公共性の高い事業として無線システムを利用しており、オークションの対象としてはなじまないと明記すべきである。
		Ⅱ－３－(２)	４	各々のオークションにおいて個別に有効期間を設定することは妥当ではなく、原則、有効期間は無期限とすべきである。 唯一の例外は、予め対象周波数の周波数再編が予定されており、使用可能な期間を確定できる場合のみとすべきである。 また有効期間と再免許制度は別の概念であり、再免許は無線局が法令の技術基準に適合しているかを再確認するもの、従って再免許の度にオークションを実施することは、馴染まない。サービスの既存利用者保護の観点からも現実的ではない。 諸外国においても現時点では再免許時のオークションは実施されていない。
		Ⅱ－５	１	既存免許人等の他周波数への移行費用は、全額、オークション落札者が負担すべきであり、原案に賛成する。
		Ⅱ－８－(３)	２	既存免許人の移行費用については、社会通念上、立退き補償として認められるものであり、当該周波数を利用可能にするための費用には既存免許人等の他周波数帯への移行費用をすべて含めることが適当。
16	(社)情報通信ネットワーク産業協会	Ⅱ－１	３	「落札者がこれまで以上に電波を効率的に利用する事」は、懇談会の中でも期待の表明はあったものの、合理的な裏付けはなされていないと理解しています。電波の効率的な利用を導入の目的として現実のものとするには、制度設計によるところが大であると考えますので、諸外国の事例も参考に、納得性のある制度となることを望みます。
		Ⅱ－５	２	我が国のICT産業は国内生産の約１割を占め、我が国全体の経済成長への寄与も大きいものがあり、また他の産業への波及効果も小さくありません。その意味で、ICT基盤作りは我が国の産業、国民に大きな利益をもたらすものであり、「電波利用者に利益が還元」され、結果的に国民の利益につながるものと考えます。オークション収入を「電波の有効利用に資するICTの振興に充てる」ことに賛同します。
		Ⅱ－７	４	○「今後何らかの問題が生じるような場合には、迅速かつ適切に対応する事が適当である」の文面が報告書に盛り込まれたことはナショナルセキュリティの観点からも大変意義あることと考えます。
		Ⅲ	１	周波数オークションを第４世代移動通信システムの免許人選定から実施するとの方針に賛同します。 周波数オークション懇談会で論点となった多くの課題に関しては、今後行われる制度設計で具体的な検討が行われると認識しております。一時的な金銭収入の視点だけでなく、諸外国の事例も参考に、消費者の視点、産業政策の視点から、納得性のある制度設計は十分に時間をかけて行う必要があると考えます。 特に、制度設計次第では、我が国の今後のモバイル産業全般に大きく影響するとの認識の下、拙速な導入に走ることなく、第４世代移動通信システムを対象としたオークション実施に向けて、着実な準備をすることが必須と考えます

17	(社)日本民間放送連盟	Ⅱ－２		・ 懇談会報告書案において、周波数オークションの対象から、割当て済みの「放送」および「放送事業用無線局」、「衛星放送」が除かれたことは適切であると考えます。 ・ これは、懇談会の「中間論点整理」(2011年8月)に示された、「これらの中には、当該システム導入による社会的な効用が大きいものもあることから、電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみによって判断することが適当でないものがあるのではないかと考えます。例えば、放送は特別な社会的影響力を有する情報発信手段であり、様々な社会的役割を果たすことにより、豊かな国民生活、活力ある社会、地域の文化の維持発展等に寄与することが求められている」との認識を反映したものと理解します。 ・ 上記の認識は、「放送」および「放送事業用無線局」について、新規免許・再免許を問わず当てはまることから、いずれの場合も周波数オークションの対象から除かれるよう、法制化にあたって担保されることを強く要望します。
18	スカパーJSAT(株)	Ⅱ－２	4	人工衛星の無線局の電波利用の特性及び諸外国の状況を十分踏まえたものであることから、報告書(案)の内容に賛同致します。
19	ソフトバンクモバイル(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクBB(株)	Ⅱ－２	3	放送帯域と通信帯域は平等にオークションの対象とすべきであると考えます。 通信・放送の融合の制度改革により電気通信業務用・放送用など通信・放送両用の無線局の開設が既に可能となっており、無線局種別による通信・放送の区別がなくなってきています。また、放送した番組をオン・ディマンド配信する等、放送と同じ内容を通信でも配信しており、近々サービスを開始する携帯端末向けマルチメディア放送では放送システムが届かないエリアを通信で補完しコンテンツを配信することが検討されていることから、放送帯域と通信帯域は区別することなく同等の扱いとし、オークションの対象とすべきであると考えます。 また、海外の事例として、米国・英国において放送を対象にオークションを行っている事例があることから、放送帯域も周波数オークションの対象とすべきであると考えます。 放送帯域であるVHF-High帯では、二つの参入希望事業者が比較審査方式により熾烈な競争が発生した例があり、今後割当てが予定されているVHF-Low帯でも同様の状況が見込まれる場合はオークションの対象とすべきであると考えます。 放送事業におけるハード・ソフトを別免許とする場合は、ハード事業者のみならずソフト事業者に対してもオークションの可能性が考えられます。 この扱いについては更に議論が必要であると考えます。
		Ⅱ－５	1	オークション収入の使途として、オークションに伴い早期に移行を余儀なくされる免許人に対する移行費用の負担は、最小限にするべきであると考えます。すなわち、電波を利用するすべての免許人等は、通常5年間の免許期間が定められており、利用帯域の変更等で移行を余儀なくされる場合は、この免許の有効期間内の移行に限って移行費用の請求が出来る制度とし、この免許期間を超えた場合は移行費用の範囲外とするべきであると考えます。
		Ⅱ－６	1、2、3	現行の電波利用料は、a群(※1)及びb群(※2)で構成されていますが、オークションにより落札された帯域についてはb群のみの電波利用料とするべきであると考えます。b群は無線局すべてに関わるものであり電波利用料創設時の本来の趣旨から必要であると考えますが、a群についてはオークションを実施した帯域は課金しないよう制度に変更するべきであると考えます。 また、現行の6GHz帯以下の電波利用料のうち、ISM(Industry-Science-Medical)バンド以外の共用利用等で電波利用料の課金がない利用者についても、電波を利用するすべての利用者から課金する仕組みを作るべきであると考えます。特にITSは今回地デジの周波数移行によって新たに利用可能となった700MHz帯での利用が予定されており、この帯域の経済的価値が100億円以上(10MHz幅を10年利用した場合)であることを勘案すると、ITSはこの経済的価値に見合った電波利用料を支払うべきであると考えます。 ※1「a群」・・・電波の経済的価値の向上につながる事務：電波資源拡大のための研究開発、携帯電話等エリア整備支援事業等に係る費用に対応する金額については、電波の経済的価値に係る諸要素を勘案して算定。 ※2「b群」・・・a群以外の事務：電波監視施設の整備・運用等、総合無線局監視システムの整備・運用などの恒常的な業務に係る費用に対応する金額については、原則、無線局数で均等負担する方式により算定。
		Ⅱ－７	3、4	原案では、外資の扱いは電気通信業務用の無線局に限定していますが、放送及び通信を同等の扱いとする前提とするべきであると考えます。 放送帯域をオークションの対象とする場合、放送法で規制されている外国資本の位置づけについて、既存のハード・ソフト一体での免許付与を行っている放送帯域での外資規制との整合性をとる必要があると考えます。
		Ⅱ－８	1、2	入札対象とする周波数の幅やブロック数等は、市場シェアを占める支配的な事業者や資金豊富な事業者による周波数独占を防ぐ公正競争の観点から、新規参入事業者や、既存事業者間における支配的事業者とその他の事業者での競争セーフガードを設けることが重要と考えます。 例えば、2010年のフランスの 2.1GHz帯割当てでは、新規参入事業者のみが応募可能な周波数枠が設けられ、また、オランダの2.6GHz帯オークションでは新規事業者が最低限獲得できる周波数幅が設けられました。 2012年に予定されている英国のオークションでは、1GHz帯以下の周波数における1事業者が割当て可能な最大周波数幅は、既存割当て分を含めた周波数幅を設定されています。 上記海外事例にもあるように、オークション実施にあたっては競争セーフガードを設定するべきであると考えます。
20	西日本電信電話(株)	Ⅱ－２	2、3	マイクロ無線方式などは複数免許人の間で電波干渉調整を行い、同一周波数を有効利用している現状であることからオークション制度にはそぐわないと考えますので、原案に賛成致します。 また、弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律(第3条)」により、山間地や離島など電気通信サービスをユニバーサルサービスとして公平かつ安定的に提供する義務があります。更に「災害対策基本法(第2条)」による指定公共機関として、内閣総理大臣から指定を受けております。 この為、採算の難しい山間地や離島などへのエリアへは、ルール加入者無線、マイクロ固定局及び、地球局等を用いて電気通信サービスを提供しており、併せて、災害時等の対応に災害対策用通信の無線局を備えております。 これらの無線局は通常の市場活動を越えた無線局であることから、防災行政無線等と同様に、将来においてもオークション制度の対象としない事を要望します。
		Ⅱ－５	2	現行の電波利用料の趣旨に賛成することから、無線局から徴収される費用については電波関連を中心としたICTの振興を通じて国民に還元される事が適当であると考えます。
		Ⅱ－９－(1)	2	落札額の高騰を招き、安定したサービス提供の支障となる可能性があることから、二次取引制度の扱いについては慎重な議論を要望します。
21	日本テレビ放送網(株)	Ⅱ－２	2、3、4	・ 中間論点整理で、周波数オークションの対象としての検討も必要ではないかとされていた「放送」が、報告書案において対象から除かれた事は、中間論点整理の意見募集で提出した弊社の意見に沿ったものと理解する。 ・ 放送の公共的役割に鑑み、今後の制度整備にあたっては、「放送」を周波数オークションの対象から除外する事を強く要望する。

22	日本放送協会	Ⅱ－１	4, 5, 6	周波数オークション制度の導入を検討する上で、本報告書案において、オークションの払込金収入による国家財政への寄与等を副次的な効果と位置づけ、制度導入の主目的を電波の有効利用の推進及び免許手続の透明性・迅速性の確保としていることについては、全体として適当と考えます。
		Ⅱ－２	3	NHKは、放送法により設立された唯一の公共放送としての使命を有し、公共放送としての責務を果たすためには、放送に不可欠な業務用（伝送用）周波数を含め、必要な周波数の安定的かつ継続的な使用の保証・担保が当然の前提と考えます。オークション制度導入の検討にあたっては、NHKが公共放送としての役割を遂行していく上で支障がないような措置がとれることが必要です。
			4	人工衛星の無線局は、国際的な調整等の特殊性があることから、オークションの対象外とすることは適当と考えます。
		Ⅱ－３－(１)	3	有限希少な電波を広く有効に利用する上で、周波数の混信防止は電波監理の基本であり、本報告書案において、オークション落札者に対して無線局の開設について審査が必要だと考えられる、とされていることは、適当と考えます。オークション制度を導入する場合でも、適切かつ十分な審査が実施され、既存の無線システムに対する妨害が発生しないよう、今後とも万全の注意を払った制度であることが必要です。
		Ⅱ－５	1	周波数オークションによる新たな周波数の割り当てをするためには、既存の周波数利用者の周波数移行が前提となります。オークションを円滑に実施するためにその移行費用等をオークション収入から賄うことは、適当と考えます。
		Ⅲ	1	周波数オークションによる新たな周波数の割り当てをするためには、既存の周波数利用者の周波数移行が前提となります。周波数の移行には、相応の時間と手続が必要なため、制度整備及び運用に当たっては、既存の周波数利用者の事業遂行に支障が出ないようにすることが必要です。
23	東日本電信電話(株)	Ⅱ－２	2、3	マイクロ無線方式など、周波数を共用して電波の有効利用を図って運用している無線局はオークション制度にはそぐわないと考えますので、原案に賛成致します。 弊社が提供している、離島・山間部や災害対策機器などの公共性の高い無線局は、採算が難しく競争的な申請が見込まれないと考えられ、オークションの対象としてはなじまないため、原案に賛成致します。
		Ⅱ－５	2	電波の有効利用に資するICTの振興に充てることにより電波利用者と国民全体へ利益を還元することに賛成致します。なお、現行の電波利用料制度における使途を特定している考え方を変更する場合は慎重な議論を要望します。
		Ⅱ－９	2	落札額が高騰する要因となり、国民共有の財産を国民全体のために活用することの弊害となることが想定されるため、二次取引制度の在り方について慎重な議論を要望します。
24	福岡県	Ⅱ－８－(6)	1	移動通信システム等が対象となる周波数オークションの場合に、非採算地域における設備投資が遅れたり行われないうちがあることにに対し、一定のエリア・人口カバー率等の達成をオークションの条件として付すことに賛成します。 現在、非採算地域では民間事業者による加入者系の光ファイバー網や携帯電話のエリア整備が行われず、本県では、超高速ブロードバンドの整備が全く進んでいない市町村が6市町村存在しており、地域間格差が問題となっています。 また、超高速ブロードバンドの未整備地域における情報通信環境の格差解消手段として期待している3.9世代移動通信システムも、地域間格差が生じている加入者系光ファイバー網や携帯電話のエリア整備と同様に、非採算地域では民間事業者による整備は進まないと思われます。 新たに割り当てられる周波数による移動通信システム等に対しては、参考資料18のドイツの例にもあるように、その整備が高収益地域に併せて非採算地域でも進むよう、特に超高速ブロードバンドの整備が進んでいない地域において一定の人口カバー率の達成を義務付ける必要があると考えます。
				新たに割り当てられる周波数に人口カバー率の条件を付すことにより、その周波数を利用する事業者と割り当て済みの周波数を持つ事業者の間に不公平感が出る場合は、割り当て済みの周波数に対しても、同様の条件を追加することも検討する必要があると考えます。
25	モトローラ・ソリューションズ(株)	Ⅱ－２		「周波数オークションに関する懇談会 報告書(案)」について賛成いたします。 特に、防災・公共安全向け無線システムなど経済的利益を目的としておらず、且つ災害時の国民のライフラインとなる無線システムがあります。その為、オークション導入目的に照らして対象(または対象外)とする無線システムの定義を明確にすべきと考えます。 また、オークションによる財源確保を優先することにより、将来において防災・公共安全向け無線システムなどの周波数確保が難しくなるような事態を避ける制度で進めていただくことを希望します。
26	UQコミュニケーションズ(株)	Ⅱ－１		周波数オークションの導入のための各種の準備や手続きが、特に昨今のモバイルデータ通信の急激なトラヒック増加に対する各社の迅速な措置に大幅な遅れをもたらし、我が国の電波有効利用の促進とICT分野の発展を妨げるといった本末転倒の結果にならないよう十分なご配慮をお願い致します。
		Ⅱ－２	3	オークションの対象となる周波数帯域については極力前広に開示することにより、当該周波数を既に利用している事業者や新たに利用を希望する事業者の予見性等を高めるべきであると考えます。
		Ⅱ－３－(3)	1, 2	有効期間終了後に再度オークションが実施され、既に当該周波数を利用している事業者が落れできなかった場合には、事業継続性やユーザ保護に重大な支障が出ることから、周波数が死蔵されている場合や有効活用が図れていない場合等を除いて有効期間終了後の再オークションは実施するべきではないと考えます。 また、周波数が死蔵されている場合や有効活用が図れていない場合の判断基準や周波数返還のルール等については事前に明示し、厳格に運用することが必要であると考えます。
		Ⅱ－８－(4)	1	例えば複数ラウンド方式の場合は単一ラウンド方式に比べて入札状況の情報が多くなることから、また同時型の場合は逐次型に比べて周波数帯毎の市場価格が形成されやすいことから、「同時複数ラウンドオークション」は落札額のいたずらな高騰防止にも効果があると考えます。
		Ⅱ－８－(1)	1, 2	同一周波数帯に異なる無線通信システムが隣接する場合は干渉を回避するための一定のガードバンドが必要であり、従来から周波数割当てに当たっては導入する技術方式や必要なガードバンド幅等の順守すべき技術基準を明示した上で割当てが行われ、効率のよい周波数利用が図られてきたところです。 オークションが導入された場合でも、従来と同様に周波数利用効率を維持するために、オークション対象とされる周波数における利用方式・技術については、一定の制限や義務を設けるべきであり、この技術基準は予め情通審議会等の場で十分な検討を行うことが適当と考えます。また、後から参入する免許人が所要のガードバンドを含めた周波数帯域を落札すべきかどうか等についても明確なルールの適用が必要であると考えます。
		Ⅱ－８－(5)	1	小規模事業者にとってはオークションの落札額そのものが経営に大きなインパクトを与えるのみならず、その落札額が一括払いとなるとオークションへの入札が事実上不可能な状態となります。ついては小規模事業者の参入の機会を増やすためにも、落札額の分割払いや後年度負担等の方策についても検討するべきであると考えます。

個 人				
27	小森谷 和信 氏	Ⅱ－2	3	放送も、対象とすべきだと思います。「周波数オークション導入に関する中間論点整理」についてのパブリックコメントの結果を概観すれば分かるように、一般国民にとって電波といわれて真っ先に思い付くのは、テレビ等の放送であり、放送を周波数オークションと対象から外したのでは、周波数オークションを支持する一般国民は、納得しないと思います。仮に、「当面は」対象を携帯電話等に限定するにしても、将来的に放送用周波数のオークションを円滑に実施できるようにするため、法律上は、対象を携帯電話等に限定せず、放送についても可能なように規定するが、当面は実際上実施しないという取扱いにするべきだと思います。
28	多田 光宏 氏	Ⅲ	1	2012年以降から割当が始まる3.9世代移動通信システムに用いる周波数(700/900MHz)の免許人選定から周波数オークションを実施する
				11/21の政策仕分けで「700/900MHzから周波数オークションすべき」との提言が出た。それに関わらず、川端総務大臣は「900MHzは周波数オークションしない」と発言した。 周波数オークションを行うためには電波法の改正が必要だが、それには時間がかかる。スマートフォンの普及で携帯電話用の電波が逼迫しており、900MHzを早期に割り当てなければいけないので900MHzは周波数オークションでなく比較審査で割り当てなければならないとの理由で総務省も携帯電話事業者も周波数オークションに反対しているが、900MHzでの周波数オークションは充分可能である。 まず電波オークションを行えるようにするための電波法改正については、電波法に「電波は競売で割り当てる」という1項目を付け加えるだけで、後は政令や省令の変更で済む話である。よって電波法の改正はすぐにできる。百歩譲って電波法の改正に時間がかかったとして、そのせいで来年割当てられるはずの900MHzの割当が遅れたとしよう。 しかし900MHz帯ですぐに利用できるのは、上り900-903MHz、下り945-950MHz、つまり周波数帯幅で言えば上りが3MHz、下りは5MHzだけで、残りは他の用途に使われているので、2015年ないし2018年まで待たないと携帯電話用には使えない。30MHz割り当てるうちのわずか8MHz割り当てたところで、電波の逼迫状況はほとんど変わらない。 ならば割当が多少遅れたとしても周波数オークションを優先すべきである。 総務省と携帯電話事業者との密室談合での周波数割当と総務省の天下り法人である移動無線センターに対して立ち退き料という名目で何百億円も提供することに断固として反対する。
29	東洋大学経済学部教授 山田 肇 氏			行政刷新会議の提言型政策仕分けで次の提言が出ている。 オークション制度の早期導入は、透明性・公平性・財源収入の観点から国民の理解は得られる、プラチナバンド、第3.9世代から即時導入すべき、現在の進行中の900MHzの割当方針は国民共有の財産を不当に低価で渡すことになる、オークションを入れない理由はなく早急に導入するため改正法案を通す努力をすべき、(財)移動無線センターを使つての裁量権行使を続けたいという執念しか感じられないといったオークション制度の早期導入を求める意見がほとんどであり、第3.9世代携帯電話からオークション制度を導入すべきということを当ワーキンググループの提言としたい。 なお、電波監理については規制改革として検討すべき、総務省電波部・電波行政のあり方についても考えるべきといった意見もあった。 また、導入した場合のオークション収入をどうするかについては、国民共有の財産である電波については国が責任を持つという意味で一般財源とした方がわかりやすい、オークション収入を特定財源にする理由がない、国家財政が厳しく一般財源とした方が国民の理解が得られやすいといった全員が一般財源とすべきだとの意見であり、オークション収入は一般財源とすべきということを当ワーキンググループの提言としたい。 懇談会報告書には上記提言を反映させるべきである。とりわけ、実施時期と財源の扱いについては、懇談会報告書(案)を修正すべきであり、以下、詳しく記述する。
		Ⅲ		「第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)に用いる周波数(3.4GHz～3.6GHz)の免許人選定から周波数オークションを実施することを念頭」は、オークション実施を骨抜きにするものである。 3.4GHz～3.6GHz帯について、本報告書(案)別紙「第4世代移動通信システムに用いる周波数に対するオークションの制度イメージ(案)」は「最大10ブロック(20MHz×10、計200MHz)の割当が可能」としている。現在の移動通信システム事業者(MNO)を鑑みると新規参入がない限り競争的な申請とはならず、オークションは実施されない可能性が高い。 懇談会報告(案)はオークションを、実質的に、あるいは永遠に実施しないことを表明しているものであり不適切である。提言型政策仕分けの提言を反映させる形で、「3.9世代からのオークション実施」に書き直すべきである。 需要の急増に応えるため3.9世代は比較審査によって早急に免許を交付するというのが総務省の意向である。しかし、900MHz帯ですぐに免許を交付し、新免許人が旧免許人の立ち退きに努力したとしても、総務省自身が推進する周波数再編アクションプランによって元の利用者の立ち退き期限が2018年に定められているために、旧免許人が居続ける恐れがある。その結果、新免許人は当面は免許を得た帯域の一部しか利用できない。このように、比較審査による早期免許交付と周波数アクションプランの立ち退き期限という矛盾する施策を進める理由について、総務省に説明を求める。
		Ⅱ－5		報告書(案)では「電波の有効利用に資するICTの振興に充てることより電波利用者に利益を還元するとともに、国の財源として国民全体に還元することが適当である。」となっているが、オークション経費を除くすべてを一般財源とすべきである。 広く国民にブロードバンドが行き渡りつつある現在、ICT自体を振興する特別の理由はない。しかし、電子行政・遠隔医療・遠隔教育等にICTを利活用することについては、わが国は立ち遅れており、このICT利活用を振興するためにオークション収入を、オークション経費を除き、充てるべきである。 電子行政・遠隔医療・遠隔教育等の主管庁は必ずしも総務省ではないため、オークション経費を除きオークション収入は一般財源とし、利活用施策のそれぞれについて主管庁に委ねるのが適当である。 提言型政策仕分けの提言を反映させる形で、「一般財源とする」に書き直すべきである。

30	相模女子大学 人間社会学部 教授 湧口 清隆 氏			我が国において周波数割当て方法の一つとして周波数オークションを採用することは、諸外国の動向、行政の効率化、財政事情等の状況を鑑みると不可避免ことと判断されるが、一方で、割当て方法に関する選択肢を多様化する観点からむしろ歓迎されるべきことかもしれない。本報告書(案)が、「我が国での周波数オークションの導入のため、その制度の望ましい在り方を示す」ためにまとめられたものであり、国内外の政策状況、技術動向等に関する資料も合わせて提示して、同懇談会が幅広く国民の意見を問おうという姿勢に対して、私は賛意と謝意を表する。しかし、同懇談会がそのような重要な政策変更を意図しようとしているにもかかわらず、報告書本文があまりに短く、なぜそのような制度が望ましいのか、十分な根拠が記されていない点については大いに不満が残る。 本来、本報告書(案)は、例えば英国においてM. Cave博士らを中心にまとめられた"Review of Radio Spectrum Management"(Radio Communications Agency, 2002)に匹敵するものであるべきであり、後世に本懇談会の議論を以て我が国に周波数オークションが導入されたとされるならば、あまりにも貧弱なものと評さざるを得ない。ノーベル経済学賞受賞者で電波の経済学の祖とされるR.H.Coase博士が"The Federal Communications Commission"(The Journal of Law and Economics, Vol. 2, No.1, pp.1-40, 1959)や"The Problem of Social Cost"(The Journal of Law and Economics, Vol. 3, October, pp.1-44, 1960【邦語訳】宮澤健一、後藤晃、藤垣芳文『企業・市場・法』、東洋経済新報社、1992年、第5章)の中で検討を繰り返し主張する、取引費用についての定量的ないし定性的な評価に基づく制度比較や、実際の制度の歴史的な展開を踏まえて、想定し得る代替的な制度間でより望ましい制度が何かを論ずる方法が見えてこない。理想的な制度状態としてオークションを出発点にした議論であったという点で、R.H.Coase博士の方法論に対する警鐘が反映されなかったことは残念である。 もちろんこのように指摘すると、同懇談会の構成員や事務局から、4度にわたるパブリック・コメントを実施したにもかかわらず、なぜこれまで意見を述べてこなかったのか批判を受けるかもしれない。この点に関しては深くお詫びしなければならない。しかし、私が以下の各論で述べるいくつかの主張について自信を持ちえたのは、2011年11月にオーストラリアのパーズにおいて開催されたInternational Telecommunications Societyの5th Africa-Asia-Australasia Regional ITS Conferenceにおいて、M. Cave博士、E. Bohlin博士、G. Madden博士らと意見交換した後であるからである。
		I	2	我が国の携帯電話市場は、「ガラパゴス」と例えられ独自の進化を遂げてきたにもかかわらず、諸外国で周波数オークションが導入されているから我が国でも導入しようともとれる説明では、周波数オークション導入の根拠としては不十分である。しかも諸外国において制度設計、運用に関して試行錯誤を繰り返している状態であるならば、諸外国でも十分に制度が確立していない手法をグローバル・スタンダードだからという理由だけでなぜ導入しようとするのか、なおさら不可思議である。総論で述べたような、代替的制度間での取引費用の比較等の客観的根拠が必要である。
		II-1	3	周波数の経済的価値を最も高く評価する者が落札した周波数を他の落札に失敗した者よりも電波を効率的に使うと結論づけるのは必ずしも正しいとは言えないし、電波監理上、検討すべき課題である。R.H.Coase博士の"The Federal Communications Commission"にも指摘されているように、落札者がどのような用途でその周波数を利用するのかは、落札者が最も高く評価する利用法によって決まる。場合によっては、落札した周波数をガード・バンドとして活用し、その帯域で何ら事業を展開しない方が落札者にとって好ましいこともあり得るのである。したがって周波数オークションを導入するのであれば、隣接する周波数帯の利用者間でのガード・バンドの調整手段としてオークションを活用できないか検討する余地があり得ると思われる。
		II-2	2、3	なぜ電気通信事業用の移動通信システムだけを周波数オークションの対象とするのが不明確である。「一定の周波数帯を排他的に利用」し「競争的な申請が見込まれる」のであれば、放送事業も新たなチャネル割当てを行う際にオークションの対象となるのではないだろうか。 また、公益目的での電波利用に関してはオークション対象になじまないとしているが、例えば防衛用の電波利用であっても、オークションの対象とすれば落札費用を削減するためにより周波数利用の少ない最新鋭の装備を導入するインセンティブが働くかもしれない、国益上有益かもしれない。
		II-5	2	我が国では「ユニバーサル・サービス」の対象として携帯電話やブロードバンド・ネットワークが含まれておらず、むしろ電波利用料財源を用いて携帯電話のエリア整備事業が行われてきたことを鑑みれば、オークション収入からオークション実施費用や電波監理費用を差し引いた残りの資金をICT振興のために優先的に活用することは適切であると考えられる。
		II-6	2、3	現行の電波利用料においては、電波の経済的価値を勘案した部分と共益費用の部分とが並存している。電波の経済的価値を勘案した部分はオークションでの価値付けと重なることから、オークションによって割り当てられた利用者は共益費用のみの負担とすべきである。したがって、報告書(案)の考え方を強く支持する。
		II-8-(7)	1	報告書(案)では、周波数オークションの結果、非競争的市场環境が生じた場合のみ、料金低廉化のインセンティブが低下することを指摘している。また、多くの経済学者は、市場が競争的であるからオークション落札価格は消費者の料金に転嫁されないと指摘している。 しかし、情報通信市場は「競争的」であるとしても、事業者数から判断する限り、経済理論において「完全競争市場」を仮定するには程遠く、むしろ「寡占的」ととらえなければならないであろう。その場合、数年おきに絶えず新しい周波数がオークションにかけられ、新しい技術をもって事業への新規参入の可能性があるのでなければ、複数の既存落札者が「破滅的競争」を展開し(この間は通信料金の大幅な低下が期待できる)、最終的に勝ち残った1社が独占的に振舞うことを避けられないのではないだろうか。また、落札価格を一括払いすることになれば、事業者の資金調達コストに影響し、結果的にオークションを実施しなかった場合に比べ、消費者が高い通信料金に苦しむことにならないであろうか。オークション検討時に個別市場の状況を踏まえて導入可否を決めなければならないだろう。 さらに、落札事業者が同一のサービスを提供する技術的手段に関して複数の選択肢を有する場合、この事業者が1チャンネル当たりの帯域幅のより少ない技術を選択し、代わりに機器の性能をより良くすることによって、ネットワーク構築や端末の製造費用を押し上げ、結果的に消費者により多くの料金負担を求めることになる可能性を危惧する。この点は、シャノン・ハートレーの定理を想定し、帯域幅とS/N比との間にトレード・オフの関係があるとして生産要素投入量に関する等産出量曲線を描いた時に顕著に示される。 したがって、消費者保護の観点からも、個別サービスごとに技術状況、市場状況等を踏まえてオークション導入の可否及び導入時の制度設計を慎重に検討する必要がある。

31	個人			私はオークションには反対です。理由は以下の通りです。 (1) 新規公開の分だけオークションにすると、既存の分についてはオークションを免れる。(ソフトバンクやイーモパイルには負担がかかるが、ドコモと KDDI には負担がかからない。)ゆえに、不公平。 (2) 談合があれば、極端に安値で分けあうことになるかもしれない。 (3) 逆に、独占があれば、1社がすべてを独占して、他社を締め出すかもしれない。 (4) かといって、独占がないと保証されていれば、必ず割り当てを受けられるという保証のある会社は、ごく低額でしか応札しないで、電波を安値で奪い取れる。 (5)外資規制がないため、国民の財産である電波を外国に握られる恐れがある。 以上です。 現状ような「買い手が少数だけ」という場合には、「市場原理」は不適切です。 市場原理が成立するのは、「買い手が多数いる」という場合。買い手が3、4社しかない場合には、市場原理は成立しません。「市場原理で最適状態になる」という市場原理主義者の主張は、ここでは成立しないのではないのでしょうか。 何でもかんでも市場原理にすれば最適化される、というのは幻想だと思います。
32	個人			私は、周波数オークションを導入する事に賛成です。以下にその理由を述べます。 第一に、「制度の導入目的」の報告書案の主張を読み、従来の比較審査方式では決められた周波数帯によってサービスの優劣がついてしまっていました。オークションを導入する事によって平等に割り振られると考えたからです。なぜなら、私はsoftbankの携帯電話を使用していますが、auの携帯電話に比べ電波が受信しにくいところが多いと感じていました。それも、ビューティーコンテスト方式で決められた周波数帯を使用しなければならぬという状況に問題があるのだと思いました。また、オークション制度の導入によって新規参入や市場競争が促進されれば、より一層技術やサービスの向上に繋がっていくことが期待できるからです。 第二に、報告書案を読み、オークションを導入する事によって今までのように混雑して速度が遅くなってしまうという問題が解消される事がわかりました。私も生活上、人の多い街中などでは不便だと感じる事が多々ありました。そのため、オークションの導入によって利用者にとって大きなメリットが期待されると思いました。 第三に、使途の観点から、多額の東日本大震災の復興財源の足しになると考えるからです。このオークションを実施すれば、1兆円、もしくはそれ以上国庫収入が増加される事が予想されています。被災地の復興のため少しでも多くの財源の確保が必要となっている今、国民に直接的な負担がなく、多くの収入が期待できるこのオークションの導入は必要な事なのではないかと思いました。 第四に、OECD諸国の大半がオークション制度を導入している事から、未だに導入していない日本は様々な国のオークションの実施方法や成果などをふまえて考える事ができるからです。多くの国が導入している今では、周波数オークションの良い点、悪い点など多くのことが分かっています。その結果をもとに最良の方法で導入をする事ができるからです。 しかし、オークションの導入にはまだ不安な点があると思います。それは、NTTドコモのプレゼンテーション資料にも出ているように、オークションの有効期限によって再度オークションを実施する場合に、これまでのサービスが停止してしまう可能性があるということです。利用者としては、これまで同様のサービスが受けられなくなる可能性があることに不安を感じてしまいます。例として英国では「携帯電話の有効期限が無期限とされ再免許の想定がされていない」となっているので、日本でも何らかの処置をする必要があると思いました。 以上の点から私は周波数オークションを導入する事に賛成ですが、不安な点を解消しつつ、利用者が快適で安心して利用できるよう環境を整えて頂きたいと思います。
33	個人			一回目「周波数オークション制度の導入に関する中間論点整理」 二回目と3.9世代移动通信システムの普及等に向けた制度整備案に対する意見と意見を述べさせていただきましたが今回◆周波数オークション取りやめ、総務省が正式決定 読売新聞<2011.12.9>という記事を見て、とても遺憾に思います ◆各国テレビ局の電波利用料 ◆ アメリカ 4600億円(放送局の免許等、電波オークションの収入) イギリス 840億円(うち放送事業免許料538億円) フランス 380億円(電波利用料の代わりに映画産業振興税を徴収) 韓国 350億円(電波利用料の代わりに広告税を徴収) 日本 38億円(平成19年度) ここに財源があるのに手をつけないのでしょうか しかも、日本のマスメディアの危機的状況は総務省の方が一番ご存じではないのでしょうか本来、NHKは総務省の管轄下にある特殊法人ですが総務省の言う事は聞きませんマスメディアの不利な事に触れようとすると、マスメディアを使って攻撃してくるからだとマスコミは政治に干渉しており報道を盾に脅しています国民の為ではなく、自分たちの電波利権の為にマスメディアは国民の電波を我が物顔で利用しその利権を独占しています 電力10社で組織する電気事業連合会の広告費が年間約860億円 パナソニックが約700億円 トヨタが約500億円 3社を挙げるだけでものすごい金額です それに対しての電波利用料は安すぎで、その上国民のための報道をしない放送局なんて要りません今の形を変えるためにも、外交資本に脅かされない周波数オークションは必要だと思います
34	個人			周波数をオークションにすることについては賛成ですが 外国資本が参加できることには反対です。 国の安全を損なうと思います。

35	個人	Ⅱ－2	3	周波数オークション対象の周波数帯については、UHF(地上波デジタル／地上波アナログUHF)バンド(470MHz－710MHz)についても対象として検討して頂きたいと思います。 現在の日本の放送局(テレビ局)は、娯楽コンテンツ等の分野に於いては、その役割については終えていると思います。 広告外収入の為にブームを作りこんでトップダウンで視聴者に押し付けるビジネスモデルは、現在のネット社会に於ける個人の嗜好やニーズに応える様々なサービスが実現されている時代には必要性を感じませんし、むしろ公共の電波を私利私欲の為に使っている現状は、公共性、倫理観からも逸脱していると感じます。 又、関連子会社の不動産事業、通販業、テーマパークの宣伝に公共の電波を使用していることや、版權ビジネスの為にステルスマーケティングを行なってる事も無視出来ません。 もちろん、災害時の緊急放送、国会中継や報道番組等の公共性に資する部分がある事も事実ですので、全てを解放する必要は無いと考えますが、半分程度は解放して頂きたいと思います。
		Ⅱ－5	2	先の提言型仕分け(情報通信:電波行政のあり方)で評価者の方からの提言がありましたが、オークションの必要経費以外は一般財源化して頂きたいと思います。
		Ⅱ－6	4	原文に異論御座いませんが、電波利用料については、先の提言型仕分け(情報通信:電波利用料の活用)で評価者の方からの提言通り、携帯電話契約数が1億2,372万台と日本の人口とほぼ同数であり、ほぼ人頭税のような状況になっている現状から、一般財源化して頂きたいと思います。 尚、支出につきましては、無駄を洗い出し、収入を全て使い切るのではなく、不必要な支出は抑止して他に使用出来る財源として確保して頂きたいと思います。 又、テレビ局に於ける電波利用料は携帯電話会社の負担(間接的に国民負担)と比較して余りにも少額で一般国民として納得出来ません。 一般国民は震災復興財源に向けて所得税の増税があるのに対し、国会議員の人数や報酬は削減せずに、国家公務員の人件費削減も進み具合は良く有りません。 テレビ局は震災を理由に法人税と固定資産税の減税要求を出し、総務省の2012年度税制改正要望事項に掲載されています。 前項の「Ⅱ 我が国における周波数オークション制度の在り方」―「2 対象範囲」で述べた通り、テレビ局が広告外収入の為に公共の電波を使用して利益を追求しているならば、それに相応しい額を徴収すべきではないでしょうか。 テレビ局、電波行政に携わる人間と無関係な有識者により、テレビ局の安すぎる電波利用料について、適当な額を議論し、電波利用料に反映して頂きたいと思います。
		Ⅲ	1	放送各社がこの制度を積極的に報道しない為、この制度に対する国民の認識は決して、高くは有りません。 しかし、先の提言型仕分けや、当該意見募集に意見を提出している有識者の方、他の有識者、ネットメディアの記者のネット上での積極的な情報発信が功を奏し、数ヶ月前から比較すると認識度を高まってきている様に思います。 有識者の中には、自身の知識や主張を述べるだけではなく、この制度への理解が一般国民にとって難解であることを考慮し、国民目線で解り易い情報発信をして下さる方もいらっしゃいます。 当該制度はイノベーションの促進、国際競争力の強化等、日本の未来の中長期的な発展に於いて重要な役割を担っていると考えますし、それらは新たな市場の開拓による経済効果、雇用拡大、税収アップが期待出来ます。 昨今、格差社会に於ける若者の就職難が社会問題となっておりますが、現役世代と比較しIT関連の知識の吸収が早く抵抗感の無い若者にとっても、IT産業の発展による労働市場の拡大が、その是正に一役買うのではないかと考えますし、現役世代の分厚い知的労働層も含めて労働市場の流動化、活性化に寄与するのではないかと思います。 この制度は電波行政という単独の枠の話ではなく、日本経済やデフレ不況、格差社会等のネガティブな社会問題の是正が期待出来る気がします。 電波は国民共有の有限稀少な資源であり、国民全体のために活用されるべきで、国民自らがその貴重な資源を有効利用する為に積極的に考える必要が有ります。 放送各社がこの制度を積極的に報道しない場合、同懇談会で中心的な役割を担っている方々や、意見を提出している有識者の方々に更なるネット上での積極的な問題提起等をして頂きたいと思います。 尚、前項の「Ⅱ 我が国における周波数オークション制度の在り方」―「2 対象範囲」で述べた通り、UHF(地上波デジタル／地上波アナログUHF)バンド(470MHz－710MHz)についても検討を続け、その情報を積極的に国民へ開示し国民レベルでの議論にも役立てて頂きたいと考えます。
				正直な所、当該制度はイノベーションの促進、国際競争力の強化等のポジティブな部分がある一方で、特定の資本の買い占めにより、悪意的な情報発信が行われる等の不安も払拭出来ません。 昨今、詐欺等の情報リテラシーの低さを見透かした犯罪が増加しておりますが、これは日本国民のメディア・リテラシーの問題だと思っています 日本のメディア・リテラシー教育は積極的に行われていないばかりか、「性善説」が前提で、制作・発信側の技術論に傾向しています。 メディア・リテラシー教育を推進していくだけでは無く、教育内容に性悪説である必要は無いにせよ、情報の発信者に対しての懐疑的な観点を取り入れるべきです。 現在はグローバリズムの波が押し寄せておりますが、日本人の性善説で物事を捉える姿勢は他国の狡猾な人々からすれば、格好のカモだと思ひますし、情報を鵜呑みにし、主体的に自身の答えを導出しないB層は民主主義国家として重要な権利の行使の場である選挙に於いても狡猾な権力者に騙される可能性が高いと考えます。 又、個人のメディア・リテラシーによっては、悪質なソフトパワー外交、パブリック・ディプロマシー等のリスクも有ると思ひます メディア・リテラシー教育の所管は文部科学省かと思ひますが、日本人のメディア・リテラシーの低さは、テレビの放送内容や報道姿勢、関連子会社の宣伝、版權ビジネスの弊害もあると考えますので、総務省殿に於きましても、他省庁と連携の上、積極的に“情報の発信者に対しての懐疑的な観点”でのメディア・リテラシー教育の推進をお願いしたいと思います。 尚、“情報の発信者に対しての懐疑的な観点”でのメディア・リテラシー教育の推進はその利害関係から、既存メディアの積極的な情報発信は周波数オークションと同様に期待出来ないものと考えます。

※ 意見提出の際に、指摘箇所を明記している場合に記載。